

○ ボイラー及び第一種圧力容器の製造許可基準等の一部を改正する告示（平成二十五年厚生労働省告示第一号） 新旧対照条文（抄）
 クレーン等製造許可基準（昭和四十七年労働省告示第七十六号）（第二条関係）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（主任設計者） 第四条 製造しようとするクレーン等の主任設計者、次の各号のい ずれかに該当する者でなければならない。 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（旧 大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。次 条第一号において同じ。）又は高等専門学校（旧専門学校令（ 明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。次条第 一号において同じ。）において、機械工学に関する学科を専攻 して卒業した者（独立行政法人大学評価・学位授与機構により 学士の学位を授与された者（当該学科を専攻した者に限る。） 又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。次 条第一号において同じ。）で、その後五年以上クレーン等の設 計又は工作の実務に従事した経験を有するもの 二・三 （略）</p>	<p>（主任設計者） 第四条 製造しようとするクレーン等の主任設計者、次の各号のい ずれかに該当する者でなければならない。 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（旧 大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。以 下同じ。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅 令第六十一号）による専門学校を含む。以下同じ。）において 、機械工学に関する学科を専攻して卒業した者で、その後五年 以上クレーン等の設計又は工作の実務に従事した経験を有する もの 二・三 （略）</p>